事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　平成　30　年度					
事務事業名	№	地区計画届出確認事務	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№	7 都市基盤	所属係	指導係	課長名	佐伯喜重郎
施策名	№	基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	法令等により事業の実施が義務付けられている事業		
予算科目	会計	款　項　目　事業コード	法令根拠	都市計画法、地区計画区域内建築物制限条例		
事業期間		単年度のみ　単年度繰返　期間限定複数年度 → （　平成12　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
8箇所の地区計画区域内の建築等の届出を要する行為について、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づいて届出を受理し、その届出に係る行為が地区計画に適合しているか審査する。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成12年度から、市が行うべき法定事務として受付を始めた。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
届出を要する行為を行なおうとする事業者への地区計画の内容の説明と届出の受付を行った。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
平成29年度と同じ

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
地区計画区域内で、適正な制限の下に土地の合理的な利用を図る。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	届出件数	ア	件	23	15	17	5			-12
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	地区計画区域面積	ア	ha	92.9	92.9	92.9	92.9			0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	届出確認件数	ア	件	23	15	17	5			-12
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住民による景観支持率	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3		
		延べ業務時間	時間	200	200	500	500	200		0
		正規職員人件費計（C）	千円	1,000	1,000	2,500	2,500	1,000	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	1,000	1,000	2,500	2,500	1,000	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	1,000	1,000	2,500	2,500	1,000	0	0
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-1,000	-1,000	-2,500	-2,500	-1,000	0	0
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 法定手続きであるため、行政が行うべき事業である。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 地区計画の内容を事前相談の段階で明確に指示することにより、地区計画の内容に適合した内容で届出がされる。
有効性評価	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 影響有　⇒［その内容］ 法定手続きであるため、行政が行うべき事業であり、休止・廃止することはできない。
有効性評価	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ ☑ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 他に類似する事業がない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 人件費のみである
効率性評価	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 最少時間・最少人数で行っている。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 届出を要する行為を行う者全てを対象としているため、公平・公正である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
費用負担がないので、作業時間の削減等、効率性の追求を行う以外にない。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
地区計画の内容を運用規定等により明確にすることによって、事務が円滑に行われるため、本事業の有効性は改善される。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			×
	低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
特になし

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
市内全域で、都市計画法に基づく制限がなくても、各地域特性を活かしたまちづくりが推進されれば、本事業は廃止される。

評価実施　平成　29　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ 建築協定制定事業	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№ 7 都市基盤	所属係	指導係	課長名	佐伯喜重郎
施策名	№ 基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	法令等により事業の実施が義務付けられている事業		
予算科目	会計 / 款 / 項 / 目 / 事業コード	法令根拠	建築基準法、国立市建築協定に関する条例		
事業期間	□単年度のみ　□単年度繰返　□期間限定複数年度 →（　昭和59　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
① 建築基準法第70条第4項の規定に基づき、建築協定書を提出する場合は、市を経由する。
② 建築基準法第71条の規定に基づき、市は①により提出された建築協定書を公告し、関係人に縦覧をした後に、建築基準法第72条第1項の規定に基づき、関係人の出席を求めて公聴会で意見聴取を行う。
③ ②の意見聴取を行った後に、建築基準法第72条第2項の規定に基づき、市は当該建築協定書を、これに対する意見及び意見聴取の記録を添えて、都に送付する。
④ 認可後公告縦覧を経て、協定書として効力が発生する。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
建築基準法第4章に規定する建築協定を締結することができる旨を、建築基準法第69条の規定に基づき昭和59年に国立市建築協定に関する条例で定めている。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
建築協定締結案件なし。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
大規模な宅地造成や大規模建築物を計画する事業者等に対して、積極的に建築協定の制度を紹介し、良好な環境づくりのための協力要請を行う。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
住宅地としての環境又は商店街としての利便性を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善する。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請件数	ア	件	0	0	0	0			0
	協定区域の面積（各年度）	イ	ha	0	0	0	0			0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	国立市域面積	ア	ha	815	815	815	815			0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	協定締結	ア	件	0	0	0	0			0
	協定区域の面積（累計）	イ	ha	4.8	4.8	4.8	4.8			0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住民による景観支持率	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

項目			単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		正規職員人件費計（C）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	0	0	0	0	0	0	0
一般財源投入割合			%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 建築基準法第70条第4項の規定により、市町村の長を経由されるものとされており、市で行う事業である。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	□ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 大規模開発の計画時に導入が想定される法定事務であり、手続きも適正に処理されている。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 影響有　⇒［その内容］ 本事業を廃止した場合、土地の所有者等が建築協定を締結できなくなるため、廃止・休止した場合の影響はある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ ✔ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 法定手続事務であり、代替案はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 人件費のみである。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 最少時間、最少人数で行っている。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 国立市全体に関わるものであり、公平・公正を期している。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
類似する事業がなく、費用負担もないので、作業時間の削減等、効率性の追求を行う以外にない。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
✔ 現状維持（従来通りで特に改善改善をしない）
高効率で行っている。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
特になし

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
建築協定の目的である住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等により建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善することが必要な区域が市内でなくなった場合に、目標が達成されたことになる。

評価実施　平成　30　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ ホテル建築条例運営事業	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№ 7 都市基盤	所属係	指導係	課長名	佐伯喜重郎
施策名	№ 基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計　款　項　目　事業コード	法令根拠	国立市ホテル建築規制に関する条例		
事業期間	□単年度のみ　□単年度繰返　□期間限定複数年度 →（　昭和47　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
① 建築主は建築確認申請の前に事前相談書を市に提出する。
② ①の内容を相談後、建築主は周辺住民へ計画の周知を行う。
③ その後、建築主はホテル等建築計画協議書を市に提出し、市は計画内容について審議会に意見を聴く。
④ 市は、協議書の内容が基準に適合しているかを判定し、結果を建築主へ通知する。
⑤ 条例に基づき合意した事項について、建築主と市で協定を締結する。
⑥ 締結した内容に基づき工事が行われる。
⑦ 建築主は工事が完了した際には、市に完了届を提出し、市は完了検査を行い、適合すると認めるときは、適合書を交付する。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
ホテル等の建築に関して、必要な規制を行うことにより、快適で良好な生活環境を保全及び形成するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
市内に計画されたホテル等の案件なし。
条例の問合せ対応

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
平成29年度と同様に行っていく。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
ホテル建築・改修を計画する建築主を対象とし、計画されるホテルの新築・改修の内容がラブホテルであるか否かの判断を行い、市の区域内にラブホテルを建築させない、

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
特になし。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請処理件数	ア	件	0	0	0	0			0
	審議会回数	イ	回	0	0	0	0			0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	ホテル建築計画	ア	件	0	0	0	0			0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	規制に適合した内容で建築・改修されたホテル数	ア	件	0	0	0	0			0
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住民による景観支持率	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		正規職員人件費計（C）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	0	0	0	0	0	0	0
一般財源投入割合			%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］
市のまちづくりに関わるもので、条例に基づくものであることから、行政が行わなければならない。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］
全ての申請案件に対して、条例の手続きを行っているが、建築物の完成後に、確認申請を伴わない改修を重ねることにより、旅館業法で定める以外の用途になる可能性が残される。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 影響有　⇒［その内容］
ホテル等の立地が行われ、美しい景観やまちなみが後世に引き継げなくなる可能性がある。また、周辺地域の生活環境に変化が起きる可能性がある。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　□ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］
☑ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］
代替案がない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］
委員報酬費、翻訳費であるため、削減の余地はない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］
最小時間、最少人数で行っている。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］
快適で良好な生活環境を保全及び形成し、青少年の健全な育成を図ることを目的に、市内にホテル等を建築しようとする建築主にラブホテルを建築してはならないと規制しており、公平・公正である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
事業主からは宿泊施設等は一切建築を認めていないと認識されていることが多い。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
この条例があることによって、快適で良好な生活環境を保全及び形成するとともに、青少年の健全な育成が図れている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
ホテル等の建築を規制することにより、快適で良好な生活環境を保全及び形成が図れている。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
☑ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
高効率で行っている。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
特になし

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
ホテル建築規制に関する条例を改正や廃止した場合に見直し・廃止となる。

評価実施　平成　30　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ 都市景観形成推進事業	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№ 7 都市基盤	所属係	指導係	課長名	佐伯喜重郎
施策名	№ 基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計　款　項　目　事業コード	法令根拠	建築基準法、国立市都市景観形成条例		
事業期間	□単年度のみ　□単年度繰返　□期間限定複数年度 → （　平成10　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
① 市内で計画される一定規模以上の行為（以下「大規模行為」という。）を行う事業者は、法令に基づく手続きを行う前に、条例に基づき届け出てもらう。
② ①の届出の内容が景観形成基準（建築物及び工作物の高さ等の規模、壁面後退の位置、外壁等の意匠及び形態や素材、広告物の掲出位置・規模・色彩等の配慮、土地の形質変更における配慮、屋外における物品の集積及び貯蔵に関する事項等）に適合しているか内容を審査する。
③ ②において助言又は指導を行う必要がないと認めるときは、届出をした事業者に副本を交付する。
④ まちづくり条例で規定する大規模開発事業に該当する大規模行為を行う事業者は、①の届出の前で、計画の変更が可能な時期に、景観に係る構想を提出してもらい、必要に応じて助言を行う。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
市民、行政、事業者など、多くの人と組織の自覚と協力によって、都市景観の形成が推進されるように、国立市の都市景観の形成に関する基本的事項を定めることにより、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としている。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
届出受付処理（景観形成基準への適合、助言又は指導）
国立市都市景観形成基本計画の改訂に伴う国立市都市景観形成基本計画改訂の基本方針を策定した。
平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
届出受付処理（景観形成基準への適合、助言又は指導）
国立市都市景観形成基本計画の改訂作業

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進される。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
国立市全域で、一定規模以上の建築物の建築等の行為を行う事業者に対し、条例により基準・手続等を課すことによって、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観の形成を推進するため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
条例の目的を、市民や市外業者も含めた事業者に周知することにより、実効性が確保される。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	届出件数	ア	件	33	22	22	26			4
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	都市景観形成重点地区候補地	ア	地区	2	2	2	2			0
	対象面積	イ	ha	815	815	815	815			0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	副本交付件数	ア	件	33	22	22	26			4
	都市景観形成重点地区を指定した地区の数	イ	地区	0	0	0	0			0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	都市景観形成条例に基づく届出の件数(類計)	ア	件	590	612	634	660			26
	都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計	イ	地区	2	2	2	2			0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	3	3	3	3			
		延べ業務時間	時間	1,000	2,200	12,500	15,000	3,100		2,500
		正規職員人件費計（C）	千円	5,000	11,000	62,500	75,000	15,500	0	12,500
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	5,000	11,000	62,500	75,000	15,500	0	12,500
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	5,000	11,000	62,500	75,000	15,500	0	12,500
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-5,000	-11,000	-62,500	-75,000	-15,500	0	-12,500
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］
国立市の都市景観を推進するうえで必要な事業であり、市民・事業者の協力により都市景観形成の向上が図られている。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］
市民・事業者に条例の目的をさらに深く浸透させ、景観形成基準に沿った計画を誘導することにより、事前の協議にかかる事務がスムーズになり、事務量の軽減が図れる。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 影響有　⇒［その内容］
法に定める制限のみでは、無秩序な市街化が行われる可能性があり、市が目指す美しい都市景観づくりができない。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　□ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］
☑ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］
代替案がない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］
事業費については、必要最小限で行っている。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］
最小時間・最少人数で行っており、削減余地はない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］
本条例の適用範囲については、国立市全域としており、公平・公正を期している。また、景観形成上重要とする重点地区については、地域を特定し、他の地域よりも小規模な行為を対象に、土地利用に関し基準を設けているが、市報や市のホームページ等で周知している。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
特になし。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
一定規模以上の建築物等に規則を課すことで、街並みへの配慮や周辺環境に調和する計画に配慮してもらえる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑適切	□見直し余地あり
② 有効性	☑適切	□見直し余地あり
③ 効率性	□適切	☑見直し余地あり
④ 公平性	☑適切	□見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
市報やホームページ等で定期的に届出規模や基準等の周知を図っていき、市民や事業者に条例の目的をさらに深く浸透させ、基準に沿った計画を誘導することにより、事前の協議に係る事務がスムーズになり事務量の軽減が図られるように努めた。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□事業のやり方改善（有効性改善）　☑事業のやり方改善（効率性改善）　□事業のやり方改善（公平性改善）
□事業統廃合・連携　□縮小　□休止　□廃止
☑現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
高効率で行っているが、国立市まちづくり条例の制定に伴って本条例の整理を行ったことにより効率性の改善が図られた。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
特になし。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
本条例は、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としているため、目標が達成されることはなく、廃止は見込まれない。

評価実施　平成　30　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ まちづくり条例運営事業	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№ 7 都市基盤	所属係	指導係	課長名	佐伯喜重郎
施策名	№ 基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計　款　項　目　事業コード	法令根拠	都市計画法、国立市まちづくり条例		
事業期間	□単年度のみ　□単年度繰返　□期間限定複数年度 → （　平成29　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
①　条例に定める一定規模以上の事業を行う事業主は、各種手続き（都市計画法に定める開発行為の許可の手続き、建築基準法に定める建築確認申請等の手続など）を行う前に、市に事前協議書を提出する。
②　事業者は、市と条例に定める各事項について協議を行い、協議が終了した後に、承認申請書を市に提出する。
③　市は、②の申請の内容が各事項に適合しているかを確認した後に、事業者に承認書を交付し、事業者と協定を締結する。
④　事業者は、③の後に建築基準法に定める建築確認申請等の手続きを行い、事業に着手し、市は事業完了後に検査を行い、③の内容との適合確認を行う。
⑤　④の後に、事業者から帰属された公共施設等を関係部署に引継ぎを行う。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
良好なまちづくりを推進するために、市民参加の仕組み、事業者が行う土地利用に関する手続及び基準等を定めることにより、国立市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的として、平成28年度に条例を施行した。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
事業者との事前相談、事前協議、承認書、協定書締結、検査、公共施設等の引継ぎを行った。

平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
事業者との事前相談、事前協議、承認書、協定書締結、検査、公共施設等の引継ぎを行う。地区まちづくり計画策定に関わる手続きを行う。施行規則の見直しと改訂。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進するため。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
建築物の建築や開発行為等を行う事業者や地区まちづくり協議会を対象に、地域の特徴に合わせた土地の利用を図るよう指導するため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
条例の目的を、市民や市外業者も含めた事業者に周知することにより、実効性が確保される。

(2)各指標等の推移

項目		名称	単位		平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
①	活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	事前協議	ア	件	—	—	10	17			7
		まちづくり審議会開催回数	イ	回	—	—	3	2			-1
②	対象指標（対象の大きさを表す指標）	事業者	ア	件	—	—	13	13			0
		地区まちづくり協議会の認定	イ	件	—	—	0	0			0
③	成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	協定締結の件数	ア	件	—	—	6	16			10
		地区まちづくり計画を策定した地区の数	イ	件	—	—	0	0			0
④	上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	協定締結の件数（累計）	ア	件	—	—	6	22			16
		地区まちづくり計画を策定した地区の数（累計）	イ	地区	—	—	0	0			0

(3)事務事業コストの推移

項目			単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3		
		延べ業務時間	時間	300	2,200	2,500	3,000	3,000		500
		正規職員人件費計（C）	千円	1,500	11,000	12,500	15,000	15,000	0	2,500
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	1,500	11,000	12,500	15,000	15,000	0	2,500
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	1,500	11,000	12,500	15,000	15,000	0	2,500
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-1,500	-11,000	-12,500	-15,000	-15,000	0	-2,500
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 市のまちづくりに関することで、条例に基づくものであることから、行政が行わなければならない。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 市民、事業者に条例の目的を更に深く浸透させ、市のまちづくりに関する施策に適合した計画に誘導することにより、事前の協議に掛かる事務がスムーズになり、事務量の軽減が図られる。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 影響有　⇒［その内容］ 法で定める範囲内で、無秩序な市街化が行われる可能性があり、市が目指す良好な市街地の造成並びに生活環境が保持できずに、このまちの美しい景観やまちなみを後世に引き継ぐことができない。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ ☑ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 代替案がない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 主な事業費が委員報酬であるため、削減する余地はない。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 最小時間・最小人数で行っている。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 本事業は、市内で計画される建築物の建築、開発行為等のうち条例の適用となる全ての事業を対象としており、公平・公正である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
特になし

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりが推進されている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
市報やホームページ等で定期的に適用範囲や基準等の周知を図っていき、市民や事業者に条例の目的を更に深く浸透させ、基準に沿った計画を誘導することにより、事前の協議に係る事務がスムーズになり事務量の軽減が図られるように努める。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
☑ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
円滑に業務を行えるよう、業務内容を整理し運用していく必要がある。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
まちづくり条例において、市内全域を対象に開発事業の基準を定めたが、地域特性に相応しいまちづくりを推進するためには、地区ごとに地区まちづくり計画の策定が必要であり、市民のまちづくり推進に対する機運を高めていく必要がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
本条例は、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的としているため、目標が達成されることはなく、廃止は見込まれない。

評価実施　平成　30　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	№ 5	都市計画マスタープラン改訂事業	所属部	都市整備部	所属課	都市計画課
政策名	№ 7	7 都市基盤	所属係	都市計画係	課長名	佐伯　喜重郎
施策名	№ 24	基本施策24　地域特性を活かしたまちづくりの推進	裁量性	法令等により事業の実施が義務付けられている事業		
予算科目	会計：一般	款 0 8 / 項 0 3 / 目 0 1 / 事業コード 3 8 8 5 0	法令根拠	都市計画法		
事業期間	□ 単年度のみ　□ 単年度繰返　☑ 期間限定複数年度 → （ 27 年度 ～ 30 年度 ）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
①平成27年度
　業務支援委託受託者を決定する、プロポーザル審査を実施。委託業務着手後、関連計画の整理及び記載内容の照合、関係法規の把握及び整理、経年変化の整理までを実施する。実施にあたり、その進行管理を行うとともに作業の進め方、経年変化や課題点の確認を行った。
②平成28年度
　年度末までに、現行計画の達成状況の整理、見直しの視点の整理、および改訂素案の作成等を実施する。実施にあたり、その進行管理を行うとともに、アンケート調査により市民等の意向を把握し素案作成及び確認を行った。
③平成29年度
　改訂素案を議会、都計審へ報告し、原案について意見募集、東京都意見照会を行い改訂案を作成する。これらの作業支援、および概要版の作成等は委託業務で行った。
④平成30年度
　改定案の都計審への諮問、議会報告等必要な手続きを実施し、改訂事業を完了させる。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
国立市都市計画マスタープランは平成15年からおおむね20年程度の将来を展望しており、計画が長期にわたることから、5年を目途に見直しを行うことと定めている。平成27年度は前回の見直しから5年となるため、規定に従い見直しを開始した。

活動実績及び事業計画
平成29年度の実績（平成29年度に行った主な活動を具体的に記載）
改訂素案を議会、都計審へ報告し、原案について意見募集、東京都意見照会を行い改訂案を作成した。これらの作業支援、および概要版の作成等は委託業務で行った。
平成30年度の事業計画（平成30年度に計画している主な活動を具体的に記載）
改定案の都計審への諮問、議会報告等必要な手続きを実施し、改訂事業を完了させる。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
計画が長期にわたることから、5年を目途に見直しを行うことと定めている。平成27年度は前回の見直しから5年となるため規定に従い見直しを開始した。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
都市計画マスタープランの計画期間は長期にわたるため、5年を目途に見直しを行うことと定めている。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
上位計画の計画変更や時代的要請の変化に対応できる。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	現行計画の整理、見直し点の調査	ア	項目		7	6	5	6		-1
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	国立市面積	ア	㎢		8.15	8.15	8.15	8.15		0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	現行計画の整理、見直しの結果	ア	項目		7	6	5	6		-1
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住民による支持率	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）（A）	平成29年度（決算見込み）（B）	平成30年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人		2	2	2	2		
		延べ業務時間	時間		1,500	1,500	1,500	500		0
		正規職員人件費計（C）	千円	0	7,500	7,500	7,500	2,500	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	0	7,500	7,500	7,500	2,500	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円		2,679	9,180	3,230	1,203		-5,950
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	2,679	9,180	3,230	1,203	0	-5,950
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	0	10,179	16,680	10,730	3,703	0	-5,950
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	0	-10,179	-16,680	-10,730	-3,703	0	5,950
一般財源投入割合			%	#DIV/0!	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 妥当である　⇒［以下に理由を記入］ 都市計画マスタープランは市が定めるべき法定事務である。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	□ 向上余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 向上余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 委託業務受託者については、実施体制、専門性、企画力、技術力、実績、創造性等、また価格の妥当性も含め、プロポーザル審査により決定されていることから、事業実施前に成果向上をすでに検討しているといえる。事業進捗の過程においても水準に差異は生じていない。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□ 影響無　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 影響有　⇒［その内容］ 都市計画マスタープランで計画される内容は市民等の都市生活や経済活動に大きく関わることから、見直しの検討には公益性がある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □ 統廃合・連携ができる　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 統廃合・連携ができない　⇒［以下に理由を記入］ □ 他に手段がない　⇒［以下に理由を記入］ 上位計画となる国立市総合基本計画と密接な関係があるための、統合はできないが庁内検討や委託業務の一本化などといった連携により成果の向上、効率性の向上につながる可能性があると考える。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	☑ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒［以下に理由を記入］ 求める成果に必要な対価をすでに契約済みである。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 削減余地がない　⇒［以下に理由を記入］ 最少時間・最少人数でおこなっている。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□ 見直し余地がある　⇒［以下に理由を記入］　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 公平・公正である　⇒［以下に理由を記入］ 国立都市計画区域（国立市域）全体にかかる事業である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
概ね5年ごとに実施する見直し作業の必要性については理解を得られていると考えている。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
都市計画マスタープランは基本計画の都市計画に関する個別計画の位置付けであることから、都市計画マスタープランの計画が実施された場合成果向上や公益の増進につながる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
改訂素案については説明会、意見募集などを行ったが出席者や意見の数は少なかった。都市計画マスタープランに計画する内容は市民生活に密接に関わることから、周知方法等を改善する必要性を感じている。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
上位計画となる国立市総合基本計画と密接な関係があるための、統合はできないが庁内検討や委託業務の一本化などといった連携により成果の向上、効率性の向上につながる可能性があると考える。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
経年変化や時代的要請を的確に捉え基本構想に基づき改訂作業を終えたときに目標は達成される。
市内全域が都市計画区域でなくなったとき、又は法的位置づけがなくなったとき廃止となる。